

第1章 計画の策定にあたって

1 はじめに

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

子どもは読書を通じて新たな言葉を学び、多くの文章にふれることで、言葉の理解力や読解力、語彙力や文章による表現力などを高めていきます。

また、物語等の登場人物や動物と一体化して、自分の知らない多様な世界を体験することで、想像力や創造力が磨かれるとともに、情操や他者への思いやり、生命を尊ぶ心などがはぐくまれます。

さらには、先人の知恵や業績を学んだり、新しい様々な知識を吸収し理解しようとするすることで、自ら考える力や自分の考えを表現する力が養われ、課題を発見する力や判断力、他者とのコミュニケーション能力を高めることにつながります。

このように、「読書の体験」は、社会的活動の基礎となる力を効果的に高めるとともに、子どもの「生きる力」を培い、子どもの持つ未来の可能性や夢を広げることができるものであると言えます。

したがって、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所で、自主的に読書活動を行うことができるよう、その環境を整備していくことは、極めて重要な取り組みと言えます。

一方、今日の子どもたちは、情報メディアの急激な発達・普及や少子高齢化・核家族化といった社会構造の変化、また生活スタイルの多様化など、生活環境の大きな変化にさらされています。その結果、読書に親しむ機会の減少、いわゆる「読書離れ」が進行し、言語能力や表現力の低下、語彙量の減少、日本語の乱れ等、子どもの成長への影響が懸念されています。

また、小学校から中学校へと学校段階が進むにつれ「読書離れ」が進む傾向も表れており、情報化社会の進展等による影響とともに、幼い頃からの読書習慣が確立されていないことも、大きな要因として考えられます。

このようなことから、国は平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行するとともに、平成14年8月には、この法律に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の第一次計画を策定し、次いで、平成20年3月には、第一次計画の成果と課題を踏まえた第二次計画を策定しました。

また、千葉県においても、子どもの読書活動を県全体で総合的に推進する指針として、平成15年3月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」の第一次計画を策定し、次いで、平成22年3月に第二次計画を策定しました。

一方、本市においても、いちはらの子どもたちの健やかな成長に資するため、平成18年3月に、平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「市原市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動に関する様々な取組を行い一定の成果をあげてきました。

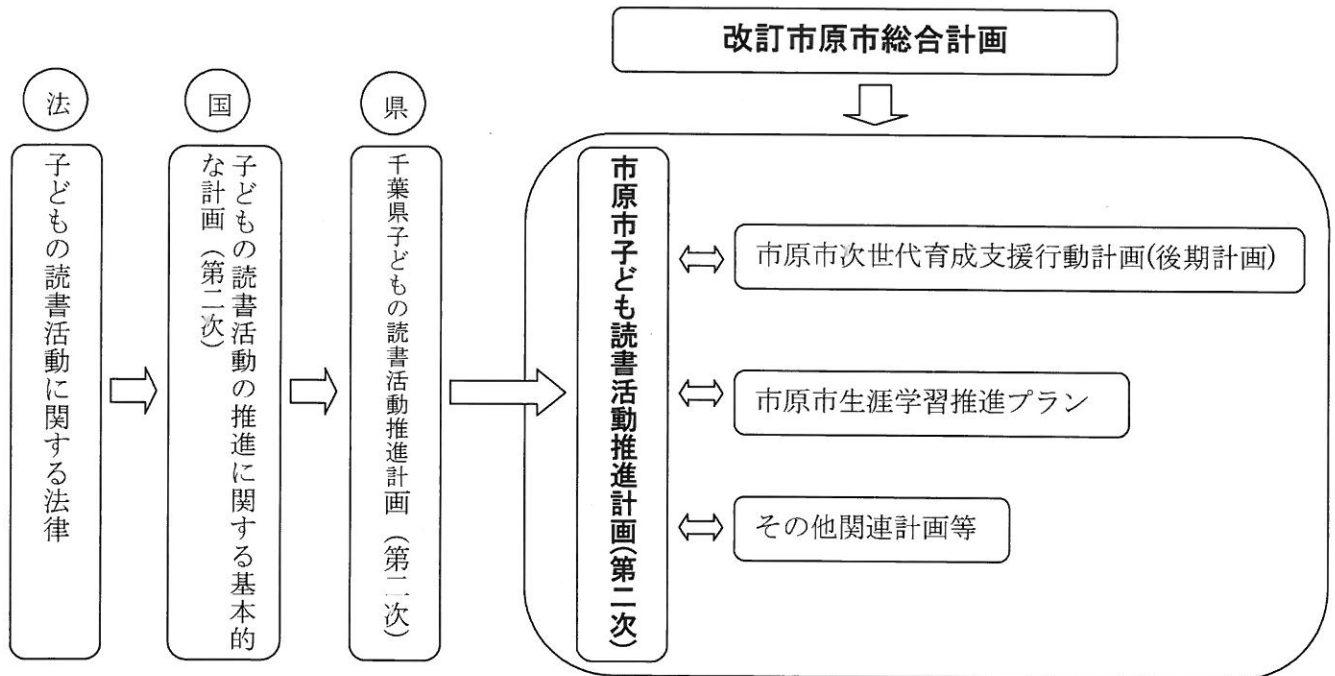
これらの取組は、今後も反復継続していくことが必要です。また、子どもたちの読解力は、一時の低下傾向に歯止めがかかったと言われてはいますが、読書の「質」などにも配慮した一層の取組の強化も必要です。さらに、学校図書館資料の整備・充実をはじめ、今後も多くのきめ細かな取組が求められています。

そこで、これらの課題に対応する子どもの読書活動に関連する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「市原市子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画」を基本として、本市における状況等を踏まえた、子どもの読書活動の推進に関する個別計画です。

計画の策定にあたっては、「改訂市原市総合計画」及び他の関連計画との整合を図ります。



3 計画の対象

おおむね18歳以下のすべての子どもを対象とします。

4 計画の期間

平成23年度から平成27年度を目標年次とする5年間とします。